

特別寄稿

訓下・加註

作法集伝授要意 元瑜編（6）

布施淨慧

特別寄稿

第四十五	孔雀經御読経発願……………	二
第四十六	清瀧宮祈願御読経結願……………	四
第四十七	後加持等法則……………	一〇
第四十八	大法外儀……………	一七
第四十九	付両界行別尊事……………	二二
第五十	知元辰法……………	二五
第五十一	葬法……………	二九
第五十二	亡者曳覆書様……………	三七
第五十三	為亡者行法事……………	四七

第五十四 無縁葬作法……………四九

〔作法集〕

第四十五 孔雀經御読經發願

先ず諸僧参会

次に導師佛前に進み香呂を取る。三礼（香呂を置き礼盤に登る。）

次に金 二丁 次に唄（云何） 次に散華（ビルサナ）対場（これ無し）次に金一丁

次に表白

敬つて真言教主大日如来両部界会諸尊聖衆殊に別して三世佛母大孔雀明王摩訶摩史利耶甚深妙典八万十二法界等流
權実聖教 惣じては盡空法界一切三宝の境界に驚かし白して言さく

夫れ以れば、應用を神德に訪えば 清瀧の波浪普く四海を潤し、功力を経王に尋れば 佛母の慈雲広く三千を^て煮す
なり 靈德已に此の如し 誰れか仰いでこれを信ぜざらんや 而るに今炎旱蒸すが如く田野に潤いを失う 油雲久し
く^た断え溝壑枯んと欲す 誠に^{シカレト}叡慮聒無し 民戸愁あり これによって累世の嘉例を守り頻りに倫旨を寺門に下し 當
社の恒範に任せて 終に甘雨を社垣に祈らしむ 爰に珍らきかな 大和尚の再び廟前の砌に臨み給う 宜なるかな
諸德の悉く歡喜の袂を^{ウルマ}湿す 權現靈に在^{マシヤナレ}ば盍ぞ納受を垂れざらん 龍神誓有らば豈感應を致しざらんや 尔^{シカレ}ば則ち甘
雨を五箇日の中に降らし 稼穡^{カシラ}を一天下の間に潤さん 仰ぎ願は清瀧權現勸請神等 伏して乞う 經中所説の龍神八
部 精誠を哀愍し御願を納受し給え 謹しんで發願す

次に経を取り 金一丁

発願

至心発願 帰命転読 大孔雀王経

功德威力 清瀧権現 倍增法樂

天衆地類 倍增威光 護持聖主

玉体安穩 增長宝寿 甘雨普潤

炎旱消除 無辺御願 決定円満

及以法界 平等利益

次に五大願

次に一切諷誦 丁 次に導師暫く之を読み 後に退下す

寛喜元年八月九日^(一三九) 清瀧祈雨御読経 故遍知院成賢僧正檢校御勤仕の時 師主憲深僧正 件の発願導師を勤仕せら

れ給うの時権律師^云 即ち彼の草本を賜うて 報恩院の西部屋にこれを書写し了る。

〔伝授要意〕

¹清瀧宮祈雨御読経発願

²此の次第は、成賢僧正寛喜元年八月九日、清瀧宮に於いて祈雨の時、御読経の草案なり。^{已上}

特 別 寄 稿

元³謂く。奥書に依るに此の表白等憲深の作なり。既に表白の中に大和尚の詞有り。若し尔れば成賢の御作とは見え⁴ず。

次に散華 ビルサナ この如き時は平座にて勤む

燾⁴三十 玉篇に云く。燾は覆い照らすなり

註1 密宗における請雨法は、弘法大師が天長元年（八二四）神泉苑に於いて修せられたるを始め、小野・広沢両流にても御願により修行し來った。小野流では請雨經法を、沢方では孔雀經法を用いるのが伝統となつた。しかし小野にても孔雀經法を修して祈雨し、その具体的例として、この一項により知ることが出来る。

読經により降雨の靈驗あることを示すに、『佛母大孔雀明王經』卷下に「若し天旱の時及び雨澇の時、此の經を讀誦せば、諸龍歡喜し、若し滯雨ならば即ち晴 若し亢旱なれば必ず雨らす 彼の求者をして隨意満足せしむ。（正藏19四三九a）と説くに拠る。

註2 朱書「印融云」とある。印融の『作法集口訣』（仮頁43）と同文。

註3 傍註 元も更に按ずるに、此の發願は奥書に依るに憲深發願導師を被るに就いて自製の發願なり。御読經の發願に非ず。

註4 燾 トウ ①広いところをすみずみまで照らす。②あまねくおおう。

〔作法集〕

第四十六 清瀧宮祈願御読經結願

結願作法

先ず導師佛前に進む（經下卷これを持つ）

次に札盤に着く（香品を取り三札 後に札盤に着く）

次に金二打 法用 次に金一打って

發願

至心發願 歸命転読 大孔雀王經

功德威力 清瀧権現 倍增法樂

天衆地類 倍增威光 護持聖主

玉体安穩 增長宝壽 甘雨普潤

炎旱消除 無辺御願 決定円満

及以法界 平等利益

次に四弘（香品を置く）補欠分の由申して云く

二十口の僧綱大法师等殊に精誠を致し 經王を転読すと雖 凡夫具縛の身文字章句謬多く 余念散乱相交んか 仍

ち如法如理の転読と成つて 御願決定成就の為に

摩訶毘盧遮那宝号 丁

釈迦牟尼佛 大孔雀王經 丁

次に神分

何ヶ日經王転読所願成就の砌なれば 冥衆定んで降臨影向し給うらん 外金剛金剛天等を始め奉つて 三界所有の

天王天衆 大日本国王城鎮守諸大明神 天照大神 八幡大菩薩等六十余州の大小の神祇 殊に別いては当所鎮守部
類眷属 護持佛子当年属星本命元辰 本命曜宿 北斗七星諸星曜等 炎魔法王 泰山府君 司命司録 冥官冥衆
当年行疫流行神等 乃至自界他方の權実二類 併ら法樂莊嚴離業得道の為一切神分に

般若心經 一丁

大般若經名 一丁

金輪聖王御願円満の御為に

摩訶毘盧遮那佛名 丁

釈迦牟尼佛名 丁

次に小祈願

仰ぎ承り乞う 本尊聖者三世佛母大孔雀明王 七佛慈氏諸尊聖衆 乃至經中所説の一切三宝 梵釈諸龍諸鬼神等
至誠懇勤の転読を哀愍納受し 国土豊饒の御願悉知證明し給え 夫れ或は降甘雨成就苗稼と説き 或は若旱必雨令
彼求者隨意満足と述べ給えり 經の現文金言誰れか疑わんか 何況聖朝の新たなる御願 大和尚の希なる御至誠に
答えて 經王の効驗も誠速疾に権現冥助も殊に掲焉なる故に いまだ雨日を経らざるに甘露普潤 五穀成就 御願
忽に満足して一天に歓喜の咲を含み 諸人渴仰の袂を潤す 於々四海安穩万民快樂の為に

摩訶毘盧遮那宝号 丁

釈迦牟尼宝号 丁

大孔雀明王 丁

特 別 寄 稿

次に供養淨陀羅尼 丁

次に六種

敬礼常住三宝 敬礼一切三宝

我今皈依 舍那釈迦 大孔雀明王

今日所献 香華灯明 恭敬供養

大慈大悲 哀愍摂受 聖朝御願

決定円満 決定成就 丁

次に呪願乞うて云く（香品を持つか）

敬礼常住三宝嘆佛咒願

呪願に云わく

三宝境界 不可思議

恒沙劫中 讃掲難盡

次に対揚 香品を取り起居常の如し

南無逝多林中經王教主釈迦尊

正法威光 護持聖主

十方三世 塵刹土

円満十二殊勝願

特 別 寄 稿

還念本誓来影向

天災地 令消除

甘雨普潤成御願

南無聖朝安穩国家々々々々々

国内安全 五穀成就

天下法界 萬民快樂

次に安座 佛名

南無三世佛母大孔雀明王經

威力甘雨普潤

大悲護念成御願

次に礼盤を下り一礼

〔伝授要意〕

¹ 同結願

次に金二打 一丁 金一打 一丁

有る人の本には一丁の字、片仮名のテ字なり。彼の本好し。今の本写手者の誤りなること知るべし。

般若心經 丁

此の心經は衆僧もこれを読む。

三宝境界

第三十四帖は²徳海に作る。

逝多林

此に戦勝と云う。『孔雀經』はこゝに於いて説き給う故なり。

南無聖朝安穩国家

此の句二反これを唱うる故

註1 傍註

此の結願作法、是れ又憲深作か。小祈願の中に「大和尚」の語あり。故に元⁴按ずるに此れ亦憲深和上、結願導師を勤められるに就き此の作法有り。故に是れ亦憲深の御作なり。

註2 徳海 祝願の諷誦上 三宝境界とあるが、これは徳海とした例がある。それは第三十四帖の「祝願」の項に通用の句として挙げてあったによる。(成佛研紀要・第四十五号三十二頁)

特 別 寄 稿

〔作法集〕

第四十七 後加持等法則

内題 修法後加持作法

先ず伴僧を轡いて後加持所に参じ、着座し 扇上に独古を置き護身法（浄三業、三部 被甲）

。地結。四方結。本尊印明。降三世。虚空網

。火院。大三昧耶

。次に独古を取り右手に持ち、念珠を磨って発願を唱う

至心発願 唯願大日 本尊界会 不動明王

四大八大 諸大忿怒 两部界会 諸尊聖衆

外金剛部 護法天等 各々還念 慈悲本誓

皆来集会 同心加護 護持施主 護持施主

消除不祥 消除災難 惡靈邪氣 三世怨敵

厭魅呪咀 作障難者 惡夢惡相 諸不吉祥

怖畏急難 非時中天 天変恠畏 理運非常

年月日時 一切惡事 摧破微塵 皆悉消除

真言法樂 薰入五体 御座平安 めめめめ

除病延命 增長福寿 貴体安穩 恒受快樂

無辺御願 皆令満足 決定成就 決定円満

次に加持呪を出す 本尊呪加持の間観有り

(口伝)

口傳に云わく、施主心蓮華台の上に本尊種子を観置せよ 施主の無明妄相無始の罪障消滅す^{云々}
加持了り念珠をスリ暫く祈念せしむ (この同伴僧退出)

次に解界 (大三昧耶、火院 空網 降三世 四方結 地結)

次に護身法 次に退出

已上 初夜作法

後夜の後加持には発願これ無し。護身法、結界等の後、念珠をモミて加持の呪を出す。(観念初夜の如し) 呪遍満
て念珠を摺て祈念

次に解界 次に退出

師云わく 息災等の法には、加持の中間の念珠はスラズなり。初後に二度スルなり。調伏には、初中後三度念珠を
磨するなり。

已上普通御修法初後夜加持作法なり。

。調伏五壇法の事

連壇の時は事毎中壇に随つてこれを行すべし。開白の表白は、中壇高声に常の如くこれを作す。余壇はこれを用いず表白神分計り（或は微音にて表白を用う）

中壇「一切恭敬」等の音の時、余壇同時にこれを出す。若し中壇同一宗ならば、始終これに同じかるべし。若し天台宗ならば、九方便の間勧請等を作すなり。

中壇の振鈴の時、余壇同時に振鈴なり。

護摩等皆同時にこれを作す。

後鈴の時は、天台は早なり。東寺は遅なり。然ると雖も見合せて同時に札盤より下るなり。但し少々遅々は力に及ばざる事なり。

師云わく、中壇一宗ならば、五悔一切に音を出さず。廻向方便等も音を出さず、只念珠計り高声なり云

伴僧の時、陀羅尼シラ白音にする。佛眼の真言をも白音に読む。天台には佛眼真言無く、但本尊呪をタタ読むなり。

。五壇法の後加持の事

本尊次第の如く、不降軍大金と参るなり。伴僧は中壇には八人、自余は各六人なり。一壇に白音は二人若しくは四人、若しは有るに随う。

後加持は先ず参じて常の如く護身、結果了つて数珠を磨モシで発願を唱え了つて、伴僧陀羅尼を読む。五切イツクハシバカリ計読んで、六切エテ読んで五音スハナチの間に、阿闍梨数珠を磨んで第二重を上げサスルなり。五切読了えて、又五音のスバナチ

切の異
体字

スル間より数珠をモミ初て第三重をアゲサスルなり。其の間高声に僧伽羅の句を上げて了る迄は、数珠を止めざるなり。末にはキツメモミニシテハツルなり。大アサリの念珠は平音にスルナリ。高ク読むは陀羅尼の紛れて悪きなり。ヤマ／＼ニスコシサシアゲテ念珠をスルなり。陀羅尼は八切或は十切 或は十二切或は十五切なり 僧伽の句は、東寺には上げず、天台には驗者はこれを上げる。自余は上げず^云 若し各々の壇所にてこれを修するには、伴僧は念誦グラニ後加持は同前なり

息災は北に向かいこれを修す。調伏は南に向かいこれを修す。

金剛夜叉

卅三刻

率
不
動

惠泰利

大威德

西に向う時は、息災懸様を用うべし。

東に向う時は、調伏の懸様を用うべし。

口に云わく、左の脇は降三世、金剛夜叉。右脇は軍荼利、大威徳。何れの方に向うと雖蓮心の儀此の定めに懸けるべきなり。又調伏にこれを修す。

仁王孔雀等の大法には、開白結願の御加持の発願の後に五大願を用う。普通の修法にはこれを用いず。天台には普通法にも開白結願これを用う。

特 別 寄 稿

公家の歳末の不動の修法は調伏なり。伴僧二十人なり。

御持僧長日不動の御修法は調伏なり。伴僧六人なり。

除目の御修法は不動の調伏なり。伴僧八口御衣は大壇の右に置く。

。結願作法（御巻数は佛の左辺にこれを立つ。巻数案は脇机にこれを置く）

後供養闕伽の後、佛布施を献じ了って巻数案を取り云わく、一七箇日夜修法結願この時に當れり。仍ち念誦数遍これを讀み奉るべしと云うて巻数案を讀むなり。讀み了って脇机に置き結願の事由これを申す。常の如し。

護摩御修法には、開白結願に破壇を必らずこれを作すべし。

御修法の結願の時は勸請を用う。云（厳重の義か）或は常の如く發願。

修法の伴僧集会の金は、一日に百八遍なり。三時に各三十六反を打つなり。三時合せて百八遍なり

後夜の時には必らず後夜の偈を讀む。云。礼佛了って金一丁。白衆等各念等の文

次に金一打。廻向等常の如し。

醍醐の人云わく。後夜偈は仁和寺方にはこれを讀み 又小野方にはこれを讀まずなら云 然して故權僧正勝覺は

これを讀ましむ云 然かざるか。

〔伝授要意〕

後加持法則

後加持所へ出御の時は 直に玉体を加持し、出御これ無き時は御衣を渡らせらる。これを御撫物という。近代の御修法開白の日、御撫物を渡らせられ、御修法中佛前の高机の上に置く。御結願の後御祈り奉行へこれを渡す。

唱発願 発願は導師一人これを唱う。伴僧は一句一句を誦ずるなり。澤方にはを誦ず。

護持施主 此の句二反

御産平安 此の句二反

師云息災等

成賢の指す所、勝賢を師と云うか。『秘抄』作法の巻に出す故に。

調伏五壇法事

此れは五大尊連壇の法なり。台密雑修

若天台宗九方便間

台家は諸尊法台藏に就いて修する故に「九方便」という。自宗は金界に就いて修する故に「五悔」なり。

五音スハナチ間

スハナチとは、五音より六音へウツリキワの事ぞ

キツメモミ

殷々急にナリテ サラ／＼サツトスリ了を云う。

陀羅尼八切

ヤクヘリ

公家歳末等

此れは晦日念誦の事なり。

除目御修法

ヂヨモクと読まずヂモクと云う読典なり。除目とは官人の転任のことなり。旧官の目を除き、転任の目を得る故に
尔か云う。除目の御修法は極月にあり。此の御修法あることは、官人転任の勅ある時、はからずも主上を恨み奉る
者のあり。此の障を除く為なり。

読巻数案也

口の内にてこれを読む。

伴僧集会の金

此の金は大壇のサハリを打つ。承仕の僧の役なり。

必不然歟

意は只後夜の偈を読ましむ。宜しからざるなりと。

〔作法集〕

第四十八 大法外儀 ムイ

建保七年^(一一二九)二月六日 加陽院殿に於いて 仁王經法始行せらる。これに付きこれを記す。(覺洞院の時の作法は聊か相違の事等あるか)

當日の夕べに道場莊嚴畢り開白の時始行せらる。(時戌半なり)

伴僧二十人、皆參ず(淨衣 表袴 裳 袈裟は五条。或は平袈裟これを着すべきか。今度は五帖なり)

次に大阿闍梨上堂。三衣箱隨身(伴僧これを持つ) 淨衣平袈裟、表袴にて暫く下座に着く。(三衣を持つ伴僧、幔内に入り、脇机にこれを置く。結願に至るまでこれを取らず)

此の時に金を打つ。金了つて礼盤に登り、前方便等常の如し。三力の金の後伴僧二十人各經を読む。(佛眼の真言誦せず) 暫く読經の後下番十人退出。大阿闍梨振鈴の後、護摩師權大僧都光寶座を起つ。(其の作法別に記す)

次に十二天壇權少僧都行嚴同じく座を起ち進み寄る。

朱曰くでれの中間神供師任賢アサリ起座これを勤む
初中後三ヶ度

大阿闍梨散念誦の間云小壇等の所作了り本座に着す。大阿闍梨読經畢つて下番の金を催す。(檀木をもつて脇机を鳴らし承仕を召すべし。云 但し今度は大アサリ下座において読經。仍ち阿闍梨の形勢を伺つて伴僧承仕を召すなり) 金を打つの間下番漸く參る。(驅仕の法師をもつて金以前に漸くこれを催すなり)

下番皆參ぜし後、一字金これを打つ。(覺洞院の時此の金これ無く、伴僧一字の真言を誦えず。仁和寺にもこれ無

特 別 寄 稿

さか。今度此れを加え行ぜられたる。

此の時伴僧読経を止めて一字真言これを誦ず。

次に後鈴 讃（下座これを出し了る）廻向方便後金一打。下番上臈（覺遍大法師）経を取り発願并四弘一切諷誦云。大阿闍梨金一打。下番同時に読経。

次に大阿闍梨上番退出了る。（経に於いては皆各机に留め置き了る。下番座を動ぜず読経了る。）

次々^{ツギツギ}の時には大阿闍梨、神分の時に金一打。其の時上番の下臈尊祐阿闍梨廻向を申ぶ。（覺洞院の時は発願廻向一人にてこれを行ずか）廻向了つて大阿闍梨金二打、令法久住等例の如し。其の時下番退出了る。後夜、日中に下番発願（~~テ~~以^テ師立座の後、聖天壇憲深律師座を起ち進み寄に作法常の如し。）

至心発願 転読般若 功德威力 天衆地類

倍增法樂 聖朝安穩 天下泰平 護持仙院

玉体安穩 增長宝寿 院内安穩 諸人快樂

乃至法界 平等利益

四弘 一切諷誦

上番の廻向 （開白の時はこれ無し）

所修功德 廻向三宝願海 廻向天衆地類

廻向聖朝 所修功德 廻向護持仙院

玉体安穩 增長宝寿 廻向天下 廻依法界

日向無上大菩提

結願作法

朱云二十人皆平袈裟これを着す。

當日牛一尅伴僧皆參ず。（下番に於いては結願の時以前に各相替て退出して、結願の始まらざるの以前に皆參ずるなり。今度この如し^云）例の如く日中の時を行ぜらる。

（作法常の如く結願の事由、神分等後供養これを行す。常の如し）

但伴僧皆參ずるの後、承仕張文を放ちて硯に相加う。大阿闍梨より次第に伴僧皆卷数を注せしめ了つて、惣数都合を勘え計つての後卷数に書き入れしむ。卷数は以前より内々にこれを書き儲くなり。其の後當座にこれを封じ、又卷数の案に部数同じく書き加えて、案文を卷数に俾さみ承仕に給う。（今度淨尊アサリこれを書き入る）

承仕大幔の内に入り、卷数を大壇の傍に立て、案文を脇机に置き了え、其の後時を始められ了る時、大阿闍梨下座に着す。

次に庇の間の御簾これを上げる。（藏人二人これを上げるか）

次に公郷着座

次に出御（奉行案内申すか）

次に幔これを上ぐ（大アサリ傍の一同なり）

次に勸賞これを仰ぐ（今度當座の賞これ無し）

次に御加持（作法常の如し）

特 別 寄 稿

※この註が次の「付馬界別尊」の処にある。即ち「御馬引かれる、鞍置馬に御隨身二人、西より中門にてこれを引く」次に御布施並びに御馬引かれたる

次に各布施を持ち退去し了る。

當座の賞無き時は、出御の後後加持云これを始む云今度此の如し。

俗名等追つて尋ね注すべし。

後加持　これを始む云
云　今度此の如し。

廢忘の爲筆を馳せ了る。後日首尾調え

清書すべし

金剛佛子 憲深

今度伴僧

座主 大僧都光宝（護摩）

行嚴僧都（十二天）
実覚法眼

定運律師
全賢律師

深賢律師
憲深律師

杲運入寺
任賢阿闍梨（神供）

尊祐阿闍梨（面向）

已上上番

覚遍大法师（発願） 成信大法师

良賢阿遼梨 継賢阿遼梨

孝賢阿遼梨 公嚴大法师

嚴実大法师 浄尊阿闍梨

心海大法师 憲深内供

已上下番

〔伝授要意〕

大法外儀 ムイ

此の次第は、憲深の手記故に注してムイと云う。予の本なれば私傳なり。或る本にはムイと云う故、下のイは異本付なり。

凡そ大法に二有り。謂く行法の大法、外儀の大法なり。行法の大法は両部次第なり。外儀の大法は、伴僧二十人、或いは十六人、一壇、護摩壇、十二天壇、聖天壇これを建立する。嚴儀の御修法なり。此の次第は外儀の大法を記するなり。

〔加陽院殿〕 加は略、賀に作るべし。一本には高に作る。此の本好し。光宝の仁王經法の行儀も高陽院殿と云。若し

高陽院ならば里内裏隨一、高倉通正親町西へ入る処なり。

〔表袴〕 袴の字タスギアマレリ 袴なり。密师袴を著すること由来、尚し実恵の唐僧に送るに、白綾の上へ袴中袴を

特 別 寄 稿

以つてす。

〔裳〕 裳とは知り難し。

承仕打金とは、大壇のサハリ三十六打つなり。

○又巻数案 立て文にして枝に結び付けて、大壇の東に立てる。

〔作法集〕

第四十九 付両界行別尊の事

内題 金剛界について愛染王を行ずる事

例の道場観畢つて「大日如来の心月輪の上に^ノ字あり。変じて熾盛日輪となる。日輪の中に^ス字あり。変じて五古となる。五古変じて金剛愛染明王となる」。儀形常の如し。

次に勧請の句

金剛愛染大明王 三十七尊諸聖衆

。礼佛句（四撰句の次これを加う）

レハミヤミヤ^{ビヤミヤ}ミヤ 三反

本尊加持

。大日 。次に本尊これを加う。 。讃（四智）

。正念誦（本尊ばかり）。散念誦（隨意）

。胎藏界に付き不動を行ずる事

此れに様々あり。暫く一様に付く。

道場観例の如く了り、大日心月輪の中に~~亮~~字あり、変じて智釵となる 智釵反じて不動明王となる（儀形常の如し）

大日如来不動の三摩地に入ると観すべきなり

。勸請句

本尊聖者不動尊

四大八大諸忿怒

。礼佛句（不動句 三反）

。本尊加持

先ず大日 次に不動（慈救呪 釵印 独古印、火界）

。讃（心略 不動讃）

。正念誦（本尊 慈救）

。散念誦（意に随い）

特 別 寄 稿

〔伝授要意〕

両界行に付き別尊の事

¹此の次第は成賢の記なり。愛染、不動の二尊を挙げて余尊を准せらるなり。

金剛界に付き愛染王法を修する時は、所変次の不動に准せば、大日如来愛染の三摩地に入ると観すべき義なり。

『²幸心抄』に三説ある中の第二説の意なり。大日の心月輪の上に当尊の三昧耶を観ずる故なり。

〔正念誦 本尊許〕

大法に就き修する時、先ず大日、次に本尊と修することこれあり。今これを簡ぶ。

註1 この処に第四十八「大法外儀」の「御馬被引」の註が記載されている。此度は「大法外儀」に戻して記述した。

註2 『幸心抄』 憲深口説 親快記とされる同書巻第一に、「諸尊道場観廣略の事」の一項中に三重の廣略が述べられる。即ち先

ず一、地水火風空、*アミヤミヤミヤ*五字をもつて一世界を建立す。其の上に宮殿樓閣等これを観ず。其の上に月輪三昧耶形これを観ず。本尊観成る。是れ廣博の義なり。

次ぎに壇上に³字等あり。宮殿となる。内に月輪あり。種子となる。種子変じて本尊となる。是れ中品義なり。

次に前に⁴字等あり。乃至胸中に⁵あるを観ず。(正藏⁷⁸七二〇c)

右の中品の説を指すものである。

〔作法集〕

第五十 知元辰法

内題 知元辰法

略頌

陽命 前 一衝チヤウ 為元辰

陰命 後 一衝 為元辰

假令

貪 陽子年生れの男女の元辰は未に在り 武

巨 陰丑年生れの男女の元辰は辰に在り 破

祿 陽寅年生れの男女の元辰は酉に在り 文

文 陰卯年生れの男女の元辰は申に在り 廉

廉 陽辰年生れの男女の元辰は亥に在り 巨

武 陰巳年生れの男女の元辰は戌に在り 祿

破 陽午年生れの男女の元辰は丑に在り 巨

武 陰未年生れの男女の元辰は子に在り 貪

廉 陽申年生れの男女の元辰は卯に在り 文

文 陰酉年生れの男女の元辰は寅に在り 祿

特 別 寄 稿

禄 陽戌年生れの男女の元辰は巳に在り 武

巨 陰亥年生れの男女の元辰は辰に在り 廉

已上これを陽八陰六という

元辰供作法

仮令ば甲子歳生れの人 甲子日これを供ず。(余は以ってこれに准ず)

陽命(子寅辰午申戌)前一衝(謂く子の年の者、丑をもつて前一と謂う。衝とは未なり未方の佛菩薩天等を供養するなり。)

陰命(丑卯巳未酉亥)後一衝(丑年の者は 後一は子なり。衝とは午なり 午の方の佛菩薩天等を供養するなり)

二は属星(北斗七星中所属の星なり 仮令ば子年生れの人 貪狼星なり)

三は當年行年所属神 (火羅図に見ゆ)

已上加司馬の所伝一世元辰_云

不同の所前一衝後一衝をいまだ知らざるなり。秘して以ってこれを伝うるなかれ

凡そ、子年の人は微妙声菩薩、貪狼星に奉仕す

丑年の人は陀羅尼菩薩 巨門星に奉仕す。

寅年の人は龍樹菩薩 禄存星に奉仕す。

卯年の人は薬师佛 文曲星に奉仕す。

辰年の人は文殊师利菩薩 廉貞星に奉仕す。

巳年の人は地藏菩薩 武曲星に奉仕す。

午年の人は梅檀香佛 破軍星に奉仕す。

未年の人は摩利支天菩薩 武曲星に奉仕す。

申年の人は觀世音菩薩 廉貞星に奉仕す。

酉年の人は阿弥陀佛 文曲星に奉仕す。

戌年の人は得大勢至菩薩 祿存星に奉仕す。

亥年の人は弥勒菩薩 巨門星に奉仕す。

注する所此の如し_云

〔伝授要意〕

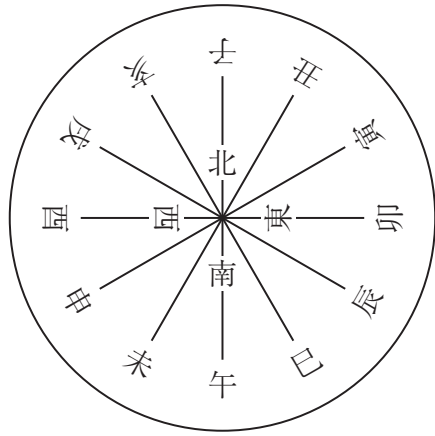
『竈口伝抄』下（十七丁）に云わく。「元辰星とは姤初る時の星なり」_{已上} 私に云わく、託胎の時の星か。本命と

元辰とは、陰陽の守護なり。本命陽なれば元辰は必ず陰なり。本命陰なれば元辰は必ず陽なり。『印融抄』に「陰陽二星二気を下して赤白二帝和合と」。此れ邪説不可

陽命前_カ一衝 為元辰

元_カ按ずるに、印融和上の抄に准ぜば、前一衝と云う故に、今の本上に付するは不可なり。後これに准ず。

陽命 とは、陽の本命と云う事なり。言はば陽の本命の前を元辰と為る意なり。陰命これに准じて知るべし。



子の年の人は、本命陽の故前一衝にして元辰未にあり。武曲星なり。子より順に算えて八ツ目未なり。故に陽八と云う。丑の年の人は本命陰の故に、後一衝にして、元辰午にあり。破軍星なり。丑より順に算えて六ツ目午なり。故に陰六と云う。

未方佛菩薩天等供養也

此れは我が住所より未の方に當て、靈佛靈社を供養すれば、別して擁護あるなり。云

三者當年行事所屬神

此れは當年星なり。

見火羅図

一行禪師の「梵天火羅図」この中に當年属星の配属あり。

〔加司馬〕 誰人か未だ考せず。

註1 朱書にて「カ月」 動潮僧正

〔作法集〕

第五十一 葬法

内題 真言宗に付いて葬所を取る事

先ず其の地を苅り拂う。次に三部、被甲。

次に袈裟の角を解いて地に敷いて、袈裟の四角に弊を立つ。即ち袈裟を取って中の弊を立てよ。

次に袈裟を着け申して云わく。

夫れ大海に袈裟を浮べれば、金翅鳥王龍を害すること莫し。大地に袈裟を敷けば、堅牢地神人に崇ること無し。故に今此の地内に解脱幢相の福田衣を敷いて、不生寂滅の三摩地を乞う。願わくは地天并に眷属必らず祈精に答え給え。

或いは胎藏驚発地神の真言より持地までこれを行すべし。或いわ甘露の真言を誦じて 五穀粥を供すべし。

次に散供を加持して普供養の真言を誦じて運心供養を成してこれを祈供すべし。

敬つて堅牢地天五帝龍王諸大眷属に驚かし申して云く、生所死所は焰魔法王の鏡に浮び生時死時は五道大神の札に見えたり 我が生ずる所は冥官これを注し、我が埋む墓は死王これを記す 我れ本より墓を好むに非ず 人類甚だ獣

う所なり 仍つて果報の感ずる所天然の為す所なり 然れば則ち地神眷属等正理を察して崇りを止め給え 堅牢地天は大日如來の分身諸佛の導師なり 万法の根源衆生の父母なり 故に秘密真言の加持力を以つて 種々無辺の供養雲海を雨して 周遍法界の地神に供養す 一子の慈悲を垂れて事理の供養を受け給え 法樂莊嚴隨喜悦与の下には 弟子眷属並びに葬所安穩 太平に守護し給え

抑々尊靈佛法に遇つて薰修年尚し 加之 シラミナラズ 曳覆の真言をもつて六道の衢を離れ 呪砂の功力に依つて十方淨土に生

ず 旁々往生極樂頓證菩提更に疑うべきに非ず 傳え聞く 一切衆生は法性真如の都を出でて 五道生死の泥に入り 阿字本不生の理を悟つて大涅槃の道に趣く 誠なる哉人の死に歸するは佛の涅槃の相なり 涅槃とは果中の果なり 地を掘つて墓を作すは是れ土塔の形なり 土塔の上に卒都婆を立つるは是れ果中の果なり 卒都婆とは五大所成なり 佛界の五大と衆生の五大と差別無きをもつて 別して一の卒都婆を立つる 是を佛界衆生界一時成佛と名づく 故に三世の諸佛は常に亡魂の舍利を守り 十二大天は定んで孝子の頂上を摩で給わん 塔婆の功德をもつて自から沙羅林と成し 真言の加持力に依つて常寂光を隔てざらん 故に經に云わく 毘盧遮那の性は清淨なり 三界五趣体皆同じと文り これに依つて堅牢地神はこれを載せて眷属の諸神はこれを守る 孝子眷属子と孫々に至るまで 地味を増長し福德を円満せん 仍て重ねて法樂莊嚴離業證果の為に 般若心經並びに九条錫杖これを誦すべし

祈願を起去了る

幣五本 散供一 折敷 五穀粥

已上 仁海 覺源(宮僧正 花山法王の息) 覺俊(宮阿サリ 式部郷宮ノ息) 嚴覺(勸修寺相伝なり)

• 葬送作法

先ず閉眼の後着するところの衣服の面で、并に綿畳にこれを取り去り、只単物これを覆う。畳の面これを放ちて薦并に裏をこれを取り去る。若し本より筵に臥さば、下の畳これを取り去るべし。

次に枕を返す（本より頭北面西ならばこれを返すべからず。或は枕返、沐浴の後これを作す 或は入棺の時これを作す）

次に葬送に至るまで、常の如く膳を供すべし。

次手水

次に着服の人吉日時をもって服衣す（吉日無ければ葬送以後吉日を撰びこれを着す）

次に入棺の期に先ず沐浴す。死人吉日方（勘文に依るべし）の水を取って、大瓦氣に盛り、折敷にこれを居き、櫛一枝これを具す。（或は竹の枝を用う）役人は亡者の傍に侍つて水を持つ人の号^ナを召せ二ケ度 其の後答てこれを持参す 役人櫛を以つてこれに洒ぐ三ケ度計 或る記に云わく（先ず二足 左右脇背 次に面なり）

次に御棺に入る 嫡子の吉方よりこれを持参す。（生氣養者の方なり 丑寅方頗る憚りあるか）
次に入棺（近習の人これに役す。用意すべし）

筵に卧せながらこれを昇いて棺に入れる。筵廣はこれを切り捨てる。

次に浄衣等を着せしむ

男^オならば男の衣服 枕 弓箭 太刀 墨筆、女ならば女の衣服 枕 墨筆 針筥これを入れる 各衣服は逆にこれを入れる 當時に逆にこれを入れるは、冥途には順になる^云。此の物具等は如法の物に非らず 形の如くこれを作

る 又土砂を加え 引覆これを覆う 嫡子の人形これを入れる 或は人の意樂に任す。

頭方には阿弥陀 隋求 尊勝陀ラニ 左の方は宝遜 宝楼閣真言 右方には観音 勢至真言

次に棺の蓋を覆い打ち付けべからず

次に棺を白布二段をもってこれを結ぶ (其の結び様別にあり)

次に嫡子の吉方よりこれを出す (塞り方を除くべし)

後より昇人 足をもつて近辺の畳を返して其の後竹葺をもつてこれを拂う

次に門外に出でて素服を着す

吉日無くして未だ着服せずんば今夜素服を着すべからず。嫡子等素服を着する事は必らず門外に出でず 便宜の

所にてこれを着す 帯は藁繩を用う。

次に車を寄す (雨皮 下簾 生絹を用う 或は古を用う)

棺の頭の方を前にして結緒の四の端を前後の板の左右の牙形に結び付けよ (或る記には車の坪立の穴に付く) 簾は

車の簾ノキにこれを懸く。

次に車を裹むこと雨皮を覆うが如くせよ。車の輪并に長柄等同じくこれを裹む 次々の人はこれを裹まず 簾を返し

てこれを懸る事謬説なり。

先ず念佛僧 次に黄なる幡ノキをこれを捧ぐ。(光明真言を書く。若しは宝楼閣明 次々の人者棺の前きの方にはこれを

挿む

次に前火の役人は高沓ハサガを着ら御所に入つて 御枕の上の燈を付けて退出

次に御車門を出る

次に孝子等

次に墓所の鳥居南に向う 墓所に至るの時迎火これあり 前駟の炬火これを消す 前駟は一人若は九人乃至三人なり。若しは松を外に指し出す。平生の人は各内にこれを炬す。迎火は同じく引き返し、鳥居の許に指してこれを消す。前火は一の鳥居の内に入り墓所の艮の角に立つ（火の方北に向うべし。木二筋これを結んでこれを懸く）

次に鳥居の前に出て牛を放つ（導師は西、呪願は東にこれ在り）牛をもつて導師に給い車をもつて呪願に給わる。車をもつて挙物となる時は轍をもつて呪願師に給わる。

次に玉殿に渡り奉る。

男は棺計りこれを渡す。女は車を掻き放つてこれを渡す。

次に供膳（倍膳女房の役云。只近習の人これを役ツトむべし。御膳の体テイ参ること常の御料倍膳の人の如し。箸を立て持参す。其の人一筋を立てて、一筋を御飯の上に横サマにこれを置く）

次に御手水 手洗の両角を亡者に向けて 椀ハシラの蓋これを去けて 水少し手洗に入れる。

次に棺を火炉に安んず。（頭は北）役人冒額ボウカクあるべし。（白絹の四方なるを筋違えて額に当つる）本より呂の底に薦を敷く。

次に枕木三枚（大なる円切りなり。或は二支なり）其の間薪炭藁 其の上に筵これを敷く。其の上に打敷の如く三幅両面にしてこれを敷く。其の上に棺を居えよ

次に蓋を開らき筵引き上げて薪を着して棺の蓋これを覆う。棺の蓋と身と相い去る事一尺計り。

次に火を付ける。(先ず丑寅、次に辰巳、次に未申 次に乾、或は戌亥未申辰巳丑寅凡そ此の間丑寅の角を渡らず)

次に葬畢つて先ず爐を破却す。次に水をもつて火を滅し、重ねて酒をもつて火を滅す。

次に骨を拾い了り瓶子に入れる。

(折敷の上に紙を敷き箸を置く。人々の前に置け。此の瓶子に兼ねて土砂を入れるべし)

次に呪砂を以つて其の上に散す。

次に火屋を破り、墓を突かしむ。

次に卒都婆を立て、釘拔等を作す暁の間に及ぶ 挙げ物等を焼かしむ。(亡者の身に近き物並びに車等なり) 火屋

の丑寅の角に於いて焼かしむ。荒垣の内にこれを埋む。外に分荒垣、鳥居、絹布の悦等^{ツレモノ}を分けて、近辺の寺に給わり

了る。

次に水の便所に於いて小しき解除す。人形をもつて撫でて水に流し了る。(或る説に云わく。草木をもつて人形と為し、必らずこれを撫で捨るなり)

次に葬家に歸つての後、先ず素服を脱いで頭方に阿弥陀 隨求小呪 次は

尊勝小呪 左方宝篋印 次は

宝樓閣 右観音 勢至 破地獄真言 次は

光明真言 次は

次は

次は

（慶蓮上人云わく、葬送牛車事 牛に鞅シロカイ付の車には 下た簾を付く。云）

〔伝授要意〕

葬法 （此れは公家引導の式なり）

¹印融の云く、この次第は古本なりと。「夫れ大海等」金剛合掌してこれを唱う。

〔金翅鳥王莫害龍〕

慈順の仰せに云わく。此れは『心地観経』五（六左）に出す。経の偈に云わく。若し龍身有つて

一縷袈裟を被らば金翅鳥王の食を脱るることを得

〔敷袈裟堅牢地神無崇人〕

『法苑珠林』第四十七、袈裟の機能を明す中、この縁を出さず。

〔解脱幢相〕

『十輪経』（四十一左）に云わく。

解脱幢相の衣

〔哉胎藏等〕

哉字、或の字の写誤。此れ又一説なり。（『白宝口鈔』作法の巻の口訣の中、送葬の一条この説あり）

〔或誦施露真言〕

等此れ又一説

〔施甘露真言〕

うソロハヤタタギヤタヤ タニヤタうソロくハラソロハラソロソワカ

〔敬堅牢地天等〕

已下事由なり。

²〔見五道大神之札〕

炎魔王眷属 『焰羅王供行法次第』には、五道將軍王と

〔掘地作墓等〕

³此下平日の意得肝要なり

⁴〔『白宝口抄』

所引の文には、裏書に云わく。膳を供ずる事、或は棺に入れたってこれを供ず云。死人吉方の水を取

る（勘文に依るべし）^{云々}。已下今の次第と同じ。次に着服人○細注無吉日等の十二字これ無し

丑寅方頗有憚か 此の経『白宝口抄』所引は細注に非ず。而も次の入棺の下注の近習の人これを設く 下に此の七字あり。今の次第恐くは上の文に乱入するか。

経云毘盧遮那等 此の経未だ考せず。

丑寅方頗有憚坎 方の始め 陰陽不二の方の故か。

次入棺 僧家の作法とは大いに相違す。

頭方阿弥陀等 此れは曳覆の万ダラなり。流々異説多なり。

其結線様有別⁵ 此れは第五十四帖の無縁葬法の終りに出す。見合せよ。

役人可有冒額也⁵ 『擢書漫筆』四（三十）に云わく。『安斎隨筆』舳舻訓の書に額の烏帽子、『天木集』に西行法師の歌に「篠撓て萑弓帳男童 額烏帽子の欲気なる哉」『年中行事、絵巻物』に、男童の額に黒く三角なる小さき物をあてたる鉢、所々に見えたり。是れヒタイエボシなり。○今世も民家にて死人の額、又葬送の供者の額に、白紙にて三角なる物を作りアツルは額エボシの遺製なり。古き事も古き詞も、田舎民家に伝わりたること問ありと^{云々}。

次供膳 霊供の作法中、箸を立つる説は此の説に依る。『十結』の中併せ見るべし。

車簾^{セン} 簾の字なり

其人一筋立等 真言家霊供作法の如し。

破地獄真言 智矩如来破地獄の呪なり。『勸修寺真言集』に出ず。但し~~イハヌ~~の四字これ無し。

慶蓮上人 伝知れず。

註1 印融 冒頭の元瑜の本章の総説は、『印融抄』の「此の次第は古本なり。是れは公家引導の儀式なり」の文に依る。

註2 五道 地獄、餓鬼、畜生、人、天の五道の冥官のこと。即ち焰摩天の眷族。『焰羅王供行法次第』に「五道將軍」と記される。

(正藏②三七四a)

この他、五道大神（密辞）、五道大臣（秘鈔、焰摩天法）などの表記がある。

註3 此の字は以の誤写。以下と綴るべき。

註4 『白宝口抄』 こ、に記載された二つの文は、傍註に「ハリ紙」とある。

註5 傍註に「ハリ紙」とある。「冒」の字に「帽字の略なり」とも。

〔作法集〕

第五十二 亡者曳覆書様

手本なる故に原文を復写にて以下に示す。

亡者曳覆書様

臨終時曳覆作法威儀依顯密

文、即注此旨、真言行者則書此文、

四威儀六根時受勿離身即是為降

魔先來迎故也、頂上大室樓閣、真

言、說額亦先三身真言云

ナラハサハラハシタキヤナム
ナハサハラハシタキヤナム
ナハサハラハシタキヤナム

(お) ビ
 ず ホ
 ず ラ
 ん キ
 ず ヘ
 ず ニ
 ん ニ
 ず ハ
 ん ベ
 人
 人 タ

牛^{ウシ}
バ^{キヤ}
タ^タ
人^{ヒト}
(所)⁼
そ^ダ
所^{ショ}
(所)^{チイ}
人^{ヒト}
子⁼
(所)⁼
う
と

ソ
ラ
ベ
ヒ
ニ
イ
サ
キ
ラ
ラ
ン

ス
イ
ア
ス
ラ
コ
人
イ
ダ

ヒ
ロ
キ
テ
グ
ヤ
ナ
エ
シ
タ
ム
ヤ

老甘茶

法身真言

列子

訓下・加註 作法集伝授要意 元瑜編(6)

報身真言

ナニニニニニ

化身真言

ニニニニニ

眼間

佛眼真言

ナニニニニニ

ナニニニニニ

ナニニニニニ

ナニニニニニ

或說云此字書又宝樓閣真言ヲ

腹間書也

尤手決定往生真言

又此字此字是奇水字此字

不ハシ不ハシ不ハシ

右手昂身成佛真言

此字此字此字或說此字此字此字

鬼足破地獄明

ナラバキバテイヤタナナ
ナラバキバテイヤタナナ

ナラバキバテイヤタナナ
ナラバキバテイヤタナナ

ナラバキバテイヤタナナ
ナラバキバテイヤタナナ

右足滅罪真言

ナラバキバテイヤタナナ
ナラバキバテイヤタナナ

ナラバキバテイヤタナナ
ナラバキバテイヤタナナ

文云或說胸間滿字在腹間

ウ ヲ
エ ヲ
カ ヲ
キ ヲ
ク ヲ
ケ ヲ
コ ヲ

无肠不动明

サ
ラ
サ
ミ
ダ
バ
サ
ラ
シ
カニ

右，賜大威德明

ナウ
ニ
カ
ニ
タ
ホ
タ
ナ
シ
ム
ム
ア
ウ

或説^{ラム}字^{ニテ}別^キあり^ラハ^ムケニ^テ

臍上觀音真言

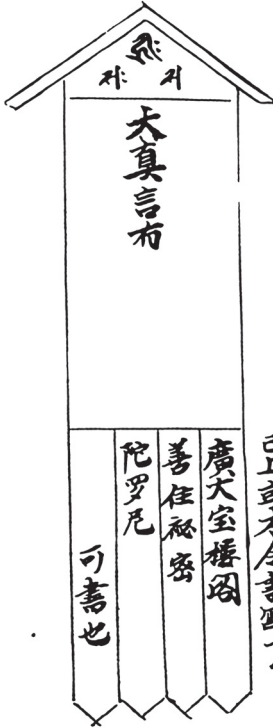
字 引 子 日 史 芥 芥

皆得大勢至咒

ナラニカニムタガハ
ナラニカニムタガハ
ナラニカニムタガハ

如是等觀書道俗男女等成佛無疑也

已上或本令書寫了



幡扇
芥本書了

已上兩僧正御爲宇治殿被書
出之本也即僧正云未准項人不可書之云云

金剛界根本會可書之云云

曳覆名無常衣臨終正念決定

往定極樂淨土見佛用法頗證

菩提之法衣也云云

〔伝授要意〕

亡者曳覆書様

此の曳覆書様は、心覚の『作法集』第四の終りに出す。彼を写して此を出すなり。

〔右手即身成佛真言〕○或説、**ヲヌスミ**云々 此の或説可なり。

〔幡図〕 已下仁海僧正の御伝なり。『秘鈔作法』の巻にも出す。

〔眉間佛眼真言〕 元々謂く。心覚の集には頂の下に三身の真言、此の真言を出す。尤も尔るべし。今の本は写手の者の謬つて傍き書^マさするなり。改むるべし。卅字已下は胸に當る故に下げて書く可し。空地のこれ有り。これ^{云々}を思え。

〔臍観音真言〕 已下心覚の集にはこれ無し。『秘鈔作法卷』に出す。

〔雨僧正〕 小野仁海僧正の異名。請雨毎に雨降つて奇妙の故に此の異名あり。宋朝迄其の請雨の事聞ると^{云々}

〔作法集〕

第五十三 為亡者行法事

内題 亡者の為に阿弥陀行法事

一、事由の詞 表白任意

令法久住利益人天過去尊靈往生淨刹の為に

摩訶毘盧遮那宝号 ○等 常の如し

祈願にも靈分これ在り

一、發願の詞 護持句の所

過去尊靈 滅罪生善

往生淨刹 證大菩提

一、五大願の後句

過去尊靈成正覺

一、道場觀

弥陀の光明遙かに亡者を照らし 滅罪生善の由 これを觀ずべし。

一、印真言等の時も、同じく此の義觀念すべし。

一、回向の詞

發願に准じ亡者の由これ有るべし。私に云く。入我我入の時尤も用心有るべきなり。

〔伝授要意〕

為亡者行法事

¹ 神分これ無し。但し炎魔法王五道大臣冥官 冥衆堅牢地神等離業得道の為に

般若心經等

入我々入之時 尤可有用心也

此れは自身即亡者と觀じ入我々入する故に、亡者即身成佛の觀念なり。用心とは是の旨と。云々。

註1 神分 滅罪の時、三十五日迄は神分は用いない。『事相大系』には

寛濟口運敵の『伝授記』に依れば、神分「神下句」即ち外金剛部より心經までを忌中のときは抜いて唱えない。唱札でも忌中法要のときは同じく勸請句に於いて、「外金剛 不越本誓 降臨坦 当山鎮守、勸請諸神」の五句は除かねばならぬ」（同書一五〇頁）と記している。

〔作法集〕

第五十四 無縁葬作法

内題

無縁葬作法

先ず墓所に至り、法界定印を結び金輪三摩地に入るべし。定印を結んで「念せよ。我れ即ち金輪佛頂なりと。即ち輪持すと念え」

ウ補魯咩と誦せよ。

次に驚発地神の偈を誦すべし。定の手杵を持して心に当て、恵の手五輪を舒べて掌至にして地を按す。三度
真言

とばんでいびさきしゃぼだし　さらばぼだのう　たいなんしゃりや　のうや　びせいせいしゅ　ほみはらみたそ
しや　まらせいきえん　たたばぎやなん　しゃきやそうぎのうたいどたたぎやまらじゃえん　きりとばまんだら
ん　れきやらさややぼやかん

次に大佛頂印明

右手拳外に向ける。施無畏印なり。真言に曰く。

たにややたおんあのうれいあのうれい　びしゃだびしゃだまんだまんだべいら　ばざらはんぢ　はんだうんぼろ
ん　はんだそはか　のうぼさたたぎやたや　そぎやたやあらかていさんみやくさんぼだや　しってんとまんだら
はだそわか

次に金輪の真言を誦し、如来拳印を結ぶ。

唵　_ニ　_ス　七遍誦す

次に札の面の上に_ニ字を書く

次に　迷故三界城　悟故十方空

本来無東西　何処有南北

文句書いて中央に立つ。

次に杖或いは心をもって墓所を加持致せよ。或は劔若しくは刀。

次に金剛合掌印を結び、真言を誦し八方を印す。

真言に曰わく。

おんばざらぐりにうんそわか 八反

次金剛網印を結び真言を誦して八方を印す。

八反。真言に曰わく。

おんばざらとりやそわか

この如く墓所を加持すれば 即ち浄土となる。

死人を印す。

三界唯一心 心外無別法

心佛及衆生 是三無差別

此れ死人即佛なりと。念ずべし、この如く加持すれば、諸の悪鬼惡神皆金輪の宣承つて信仰する処なり

右高野大師これを撰す。後此体と為し善惡の方尋ねず、但これを用う。

無常別所墓所^{ぼく}をトする作法一卷、これ真言内法 秘密作法なり。

是れは二筋をもつてからくる様なり。

○○○○○○○○○○

入棺の後 棺をからけて符を付くるなり。二所にこの符これを付く。

㊦ ○ ・ 此の符は一所に付くる様なり。永遠三界門を閉じ、涅槃の理に定まる義なり。^云

〔伝授要意〕

¹ 次入金輪三摩地

元²謂らく。金輪印明等を用うるは、此の法の詮旨と聞きたり。然も未だ其の口傳を聞かず。

次迷故三界城

此の一頌『天地八陽經』に出す。『即身義東聞記』一（二下）に云わく、『天地八陽經』に云わく。

迷故三界城、悟故十方空、本来無東西、何処有南北^上 現流の經本文無しと。

次杖或以心等

此れは杖をもつて加持し、墓所の分量を結果する事なり。或は心をもつて地幅の分限を定むも亦

結界なり。劔刀准知せよ。

唵縛曰羅等

此の真言並びに次に金剛網の真言の説処未だ考せず。

三界唯心 心外無別法

此れ『花嚴經』所々にこれを説く。但し今此の文は『大日經疏』第二の意なり。

心佛及衆生是三無差別

『旧花嚴經 夜摩天説偈品』の文に曰わく。心は工畫師の如し。種々の五陰を畫く。一

切世界の中に法として造せざるを無し。心の如く佛も亦然なり。佛の如く衆生も然なり。心は佛と及び衆生と是の三は差別無しと。

此為鉢

此の次第知り難き処もこれ有ると雖、大師の御次第の故に善惡を尋ねず、但信じてこれを用いよ。^{云々}

此真言内法秘密作法也

心覺の『作法集』第四に依るに、八方を印すると金剛網との両真言を挙げ畢つて、此の

真言等と文えり。今の次第、恐くは錯乱して終りに在るか。

² 是の二筋をもつて等、此れは棺をカラクル様なり



真中より二筋にて直下へカラクル印なり

已上五十四帖傳授要意記了んぬ

文化九壬申^(八二)の年 同じく十癸酉^(八三)の年 兩年仰信の受者の為に此の作法を傳授すと雖、傳授要意記するに違あらず。傳授大阿闍梨の手鑑をもつてこれを傳う。

今秋閑仮に乗じて漸く記録し畢んぬ

文化十一^(八四)甲戌年八月十六日

求法杜多 元 瑜 五十有九

註1 この最終五十四帖についての元瑜の伝授要意の記述は、従前のとおり各帖数及び外題が書かれるに反し、早座に註記の行から始まっている。原本を子細に檢するに、この部分より以下のところは張り合わせたが如く見える。